

国民健康保険のお知らせ

●「限度額適用認定証」の申請について

現在の「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の有効期限は、令和8年7月31日です。新しい認定証が必要な方は、8月中旬に住民保険課で交付申請をしてください。

※マイナ保険証で受診される方は「限度額適用認定証」を提示しなくても、限度額以上の支払いが免除されます。

●お勤め先の健康保険に加入された方

国民健康保険の喪失の届出が必要になります。お勤め先の健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせ、国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ及び個人番号（マイナンバー）のわかるものをお持ちのうえ、住民保険課で手続きをしてください。

令和8年度 国民健康保険税率のお知らせ

令和8年度から、国民健康保険の保険税率を下記のとおり改正します。

子ども・子育て支援制度に基づき、【子ども・子育て支援金分】を新設しました。

7月中旬に世帯主宛に納税通知書をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

【令和8年度の国民健康保険税の計算方法】

国民健康保険税 = 医療分 + 支援金分 + 介護分 + 子ども・子育て支援金分

医療分 (限度額67万円)	=	所得割 基準総所得金額等 ^{※1} × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
支援金分 (限度額26万円)	=	所得割 基準総所得金額等 ^{※1} × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護分 (限度額17万円) 40歳～64歳	=	所得割 基準総所得金額等 ^{※1} × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数
(新設) 子ども・子育て支援金分 (限度額3万円)	=	所得割 基準総所得金額等 ^{※1} × 0.28%	+	均等割 1,800円 × 加入者数 18歳以上均等割 ^{※2} 100円 × 加入者数

※1 基準総所得金額等＝前年の総所得金額等－基礎控除額（前年の合計所得が2,400万円以下の方は43万円）

※2 18歳未満の方は子ども・子育て支援金分の均等割額を全額軽減します。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和8年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和8年7月～令和9年6月の期間を対象として審査します。

産前産後期間の国民年金保険料の免除について

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

【提出先及びお問い合わせ先】

住民保険課 ☎27-0174
大垣年金事務所 ☎78-5166